



<p>00分の130、12月に支給する場合には100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略)</p>	<p>_____とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 (略)</p>
--	--

**宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)**

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～6 (略)</p>

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表  
 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には <u>100分の225</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表  
 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の222.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には <u>100分の225</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

## 町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に100分の225</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

## 町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に100分の222.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

## 教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3（略）</p>

## 教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3（略）</p>



## 宮代町国民健康保険税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正 案	現 案 行
<p>収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～ウ (略)</p>	<p>_____を超えない世帯に係る納税義務者 ア～ウ (略)</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ (略)</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円_____に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ (略)</p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者</p>



改 正 案	現 行
<p>(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u> _____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」及び<u>山林所得金額</u>とあるのは「<u>法</u> 第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u> 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」 _____とあるのは、「<u>法</u> 第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) _____とする。</p>

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
宮代町介護保険条例 新旧対照表（第1条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第1条～第5条 （略） （延滞金の割合等の特例） 第6条 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 第7条～第9条 （略）</p>	<p>附 則 第1条～第5条 （略） （延滞金の割合等の特例） 第6条 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 第7条～第9条 （略）</p>

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
 宮代町農業集落排水事業の受益者分担金に関する条例 新旧対照表  
 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この項において同じ。</u>)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合</u>を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合</u>を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
 宮代町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則                      第1条（略）                      （延滞金の割合の特例）                      第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則                      第1条（略）                      （延滞金の割合の特例）                      第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

## 宮代町手数料条例 新旧対照表

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
(手数料の種類及び金額) 第2条 町長は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる手数料を徴収する。 (1)～(41) (略) (42) 優良宅地造成認定の審査 <u>別表第1に定める金額</u> (43) 優良住宅新築認定の審査 <u>別表第2に定める金額</u>	(手数料の種類及び金額) 第2条 町長は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる手数料を徴収する。 (1)～(41) (略) (42) 優良宅地造成認定の審査 <u>1件につき 86,000円</u> (43) 優良住宅新築認定の審査 ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの <u>1件につき 6,200円</u> イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>1件につき 8,600円</u> ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの <u>1件につき 13,000円</u> エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの <u>1件につき 35,000円</u> オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの <u>1件につき 43,000円</u> (44) 屋外広告物許可の審査 ア 広告塔 <u>1平方メートル当たり 350円</u> イ 広告板 <u>1平方メートル当たり 350円</u> ウ 紙製又は布製の立看板 <u>1個につき 170円</u> エ ウに掲げる以外の立看板 <u>1個につき 350円</u> オ 掛看板 <u>1個につき 700円</u> カ 広告幕 (のぼり、つり下げを含む。) <u>1張につき 350円</u> キ 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告 (はり紙及びはり札を除く。) <u>1個につき 350円</u> ク 標識利用広告 <u>1個につき 170円</u> ケ アドバルーン <u>1個につき 1,750円</u>

改 正 案	現 行
<p>(44) <u>開発行為許可申請に対する審査</u></p> <p>ア <u>主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為別表第3に定める金額</u></p> <p>イ <u>主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 別表第4に定める金額</u></p> <p>ウ <u>ア及びイ以外の開発行為 別表第5に定める金額</u></p> <p>(45) <u>開発行為変更許可申請に対する審査 別表第6に定める金額</u></p> <p>(46) <u>市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請に対する審査 別表第7に定める金額</u></p> <p>(47) <u>開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 別表第8に定める金額</u></p> <p>(48) <u>市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査 1件につき 48,000円</u></p> <p>(49) <u>予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査 1件につき 27,000円</u></p> <p>(50) <u>開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 520円</u></p> <p>(51) <u>開発行為又は建築等に関する証明書の交付 1件につき 6,400円</u></p> <p>(52) <u>屋外広告物許可の審査 別表第9に定める金額</u></p> <p>(53) <u>その他の証明書の交付 1件につき 300円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>0円</p> <p>コ <u>アーチ利用広告 1基につき 3,500円</u></p> <p>サ <u>はり紙 50枚につき 350円</u></p> <p>シ <u>はり札 10枚につき 350円</u></p> <p>ス <u>自動車利用広告 広告宣伝用自動車を利用するもの 1台につき 2,000円</u></p> <p>セ <u>自動車利用広告 その他のもの1台につき 800円</u></p> <p>(45) <u>その他の証明書の交付 1件につき 300円</u></p> <p>2 (略)</p>

改 正 案

現 案 行

1 及び 2 (略)

別表第 1 (第 2 条第 4 2 号関係)

優良宅地造成認定の審査

	審査の対象	手数料の金額 (1 件につき)
1	造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール未満のもの	86,000 円
2	造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの	130,000 円
3	造成宅地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの	190,000 円
4	造成宅地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	260,000 円
5	造成宅地の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの	390,000 円
6	造成宅地の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの	510,000 円
7	造成宅地の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの	660,000 円
8	造成宅地の面積が 10 ヘクタール以上のもの	870,000 円

別表第 2 (第 2 条第 4 3 号関係)

優良住宅新築認定の審査

	審査の対象	手数料の金額 (1 件につき)
1	新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートル以下のもの	6,200 円
2	新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	8,600 円
3	新築住宅の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	13,000 円
4	新築住宅の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のもの	35,000 円
5	新築住宅の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以下のもの	43,000 円
6	新築住宅の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	58,000 円

別表第 3 (第 2 条第 4 4 号ア関係)

開発行為許可申請に対する審査

(主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為)

	審査の対象	手数料の金額 (1 件につき)
1	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満のもの	9,100 円
2	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの	23,000 円
3	開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの	45,000 円
4	開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	89,000 円

改 正 案			現 行
5	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	135,000円	
6	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	180,000円	
7	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	230,000円	
8	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	320,000円	
<p>別表第4（第2条第44号イ関係）  <u>開発行為許可申請に対する審査</u>  （主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為）</p>			
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	14,000円	
2	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	32,000円	
3	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	68,000円	
4	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	125,000円	
5	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	210,000円	
6	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	280,000円	
7	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	360,000円	
8	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	510,000円	
<p>別表第5（第2条第44号ウ関係）  <u>開発行為許可申請に対する審査</u>  （第2条第44号ア及びイ以外の開発行為）</p>			
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	91,000円	
2	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	140,000円	
3	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	200,000円	
4	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	280,000円	
5	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	420,000円	
6	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	550,000円	
7	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	710,000円	
8	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	930,000円	
<p>別表第6（第2条第45号関係）  <u>開発行為変更許可申請に対する審査</u></p>			



改 正 案			現 行
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1.	ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)	開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ第2条第44号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額	該当する変更に係る手数料の金額の合計額が930,000円を超えるときは、930,000円とする。
2.	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第44号に定める手数料の金額	
3.	ウ ア及びイ以外の変更	10,500円	
別表7(第2条第46号関係)			
市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請に対する審査			
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1.	敷地面積が0.1ヘクタール未満のもの	7,100円	
2.	敷地面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	19,000円	
3.	敷地面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	42,000円	
4.	敷地面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	74,000円	
5.	敷地面積が1ヘクタール以上のもの	107,000円	
別表第8(第2条第47号関係)			
開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査			
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)	
1.	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、次のいずれかに該当するもの (ア)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの (イ)主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものであつて、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1,800円	

改 正 案		現 行	
	(ウ)主として自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの		
2	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、次のいずれかに該当するもの (ア)主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの (イ)主として自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	2,900円	
3	ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイ以外のもの	18,000円	
別表第9 (第2条第52号関係) 屋外広告物許可の審査			
	審査の対象	手数料の金額	
1	広告塔	1平方メートル 当たり	350円
2	広告板	1平方メートル 当たり	350円
3	紙製又は布製の立看板	1個につき	170円
4	紙製又は布製以外の立看板	1個につき	350円
5	掛看板	1個につき	700円
6	広告幕 (のぼり、つり下げを含む。)	1張につき	350円
7	電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告 (はり紙及びはり札を除く。)	1個につき	350円
8	標識利用広告	1個につき	170円
9	アドバルーン	1個につき	1,750円
10	アーチ利用広告	1基につき	3,500円
11	はり紙	50枚につき	350円
12	はり札	10枚につき	350円
13	自動 車利 用広 告	広告宣伝用 自動車を利用するもの	1台につき 2,000円
		その他のもの	1台につき 800円